

文化財の種類と保護

足立区は、足立区文化財保護条例に基づき、文化財の登録と指定をして文化財の保護を図っています。ここでは、登録と指定の違いや、文化財の種別、区の保護活動などについてご紹介します。

1 登録と指定

登録文化財は広く緩く保護を図るもので、指定文化財は狭く厚く保護するものです。

登録文化財	保存の必要があると判断された文化財。区内に600件以上の登録文化財があります
指定文化財	登録文化財の内、区にとって 特に重要な文化財 。13件が指定されています。

2 文化財の種別

文化財は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・無形民俗文化財・記念物の5種類に大別され、それぞれ次のような文化財があります。

有形文化財	建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料等
無形文化財	演劇・音楽・工芸技術等
有形民俗文化財	衣服・器具・家屋等
無形民俗文化財	衣食住・生業・信仰・年中行事等の風俗慣習、民俗芸能等
記念物	古墳・城跡等の遺跡や史跡、庭園・橋梁等の名勝地、動物・植物等

3 文化財の保護

足立区では、登録・指定文化財に対し、次のような保護措置を講じています。

補助金・ 奨励金の交付	修理費用や材料費などの経費を区が一部補助します。 補助金：指定文化財が対象。対象事業費の5割上限17万円。 奨励金：登録文化財が対象。対象事業費の3割上限12万円。
足立区文化財保護 指導員の巡視	区が委嘱した指導員が年3回巡視点検を行い、異常の有無や保存状態などを確認しています。
現状変更等の 制限	文化財としての価値を損ねないようにするため、現状変更等をする場合は、区と変更内容について協議した上で、区に届出をする必要があります。